

税理士  
法人

# AIF事務所便り

2023.4.1/369号



## contents

◆インボイス制度スタートまであと半年！

インボイス制度のポイントチェック①～④

◆ゼロゼロ融資の債務負担軽減 コロナ借換保証制度

## インボイス制度スタートまであと半年！ インボイス制度のポイントチェック①

令和5年10月1日のインボイス制度開始まで約半年となりました。開始に向けた準備を進める中で、インボイス制度の理解に不安がある方や、誤った認識をされている方もいるかもしれません。そこで、インボイス制度のポイントとなる10個の質問で理解度をチェックしてみましょう。正しいと思うものに「○」、間違っていると思うものに「×」を記入してみてください。

NO.	質問	○・×
1	課税事業者は適格請求書発行事業者の登録を必ずしなければならない。	
2	適格請求書発行事業者は、すべての取引についてインボイスを発行しなければならない。	
3	「適格請求書発行事業者の登録申請書」は令和5年3月31日までに提出しなければ、インボイス制度が開始する令和5年10月1日の登録は間に合わない。	
4	免税事業者が「登録日から課税事業者となる経過措置」の適用を受ける際に記載する「登録希望日」は、個人事業者の誕生日や会社の創立記念日などの「特別な日」を設定することが望ましい。	
5	インボイスの記載事項の1つである「適用税率」は、例えば、税理士報酬のように明らかに軽減税率の取引でない場合でも記載しなければならない。	
6	インボイス制度の開始前は、請求書等に登録番号を記載してはいけない。	
7	現行の区分記載請求書等保存方式では、請求書等の記載に誤りがあった場合には受領した側(買手側)で修正が可能であるが、インボイス制度が始まると、売手側が修正したインボイスを再交付しなければならない。	
8	免税事業者が適格請求書発行事業者の登録をして課税事業者となった場合、売上代金とともに受け取った消費税額(売上に係る消費税額)はすべて納付することになる。	
9	免税事業者からの仕入れに係る「80%の経過措置」は、インボイスのないすべての取引に適用される。	

解答は次のページ➡

## インボイス制度スタートまであと半年！ インボイス制度のポイントチェック②

### 質問1 課税事業者は適格請求書発行事業者の登録を必ずしなければならない。

#### 答え ×

適格請求書発行事業者の登録は任意です。これは、その事業者が課税事業者であっても、免税事業者であっても同じです。

令和5年10月1日以降は、原則として、インボイスの保存がない取引に係る消費税額は仕入税額控除ができませんが、インボイスを発行するためには適格請求書発行事業者の登録が必要です。つまり、売手側が登録をしないと、買手側は仕入税額控除ができないということです。ただし、買手側が仕入税額控除の適用を受けないであろう消費者などである場合には、売手側は登録をしたとしてもインボイスを発行する場面がないかもしれません。自社の取引相手を確認した上で、登録をするかどうかを検討しましょう。



例えば、事業者間ではない取引や経費にならない個人的なもの、インボイスを必要としない飲食店や自宅のみを対象とするペンキ屋さん等は登録する必要ありません。

### 質問2 適格請求書発行事業者は、すべての取引についてインボイスを発行しなければならない。

#### 答え ×

適格請求書発行事業者の登録を受けると、インボイスの交付義務を負いますが、この義務が課されるのは「国内において課税資産の譲渡等を行った場合」で「取引の相手方（買手側）から求められたとき」に限られます。ここでいう「課税資産の譲渡等」とは、平たくいうと消費税のやり取りをする取引をいいます。適用税率は問いませんので、標準税率10%、軽減税率8%のいずれの取引にも交付義務が課されます。また「取引の相手方＝（買手側）から求められたとき」となっていますので、「求められなければ交付をしなくてよい」ということになります。飲食店など消費者との取引が想定される事業では、買手側（＝飲食をした人）から「インボイスをください」と求められた場合のみ交付をすれば問題なく、買手側の全員に対して必ずインボイスを交付しなければならないわけではありません。



あまり欲しい人がいなければ、請求書や領収書に印鑑押印で対応も可能です。

### 質問3 適格請求書発行事業者の登録申請書は令和5年3月31日までに提出しなければ、インボイス制度が開始する令和5年10月1日の登録は間に合わない。

#### 答え ×

インボイス制度が開始する令和5年10月1日に登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出しなければなりません。ただし、令和5年3月31日までに申請書を提出することができない「困難な事情」がある場合には、令和5年4月1日から9月30日までの間に登録申請書を提出したとしても令和5年10月1日のインボイス制度開始の日に登録を受けることが可能です。

なお、令和5年度改正では、令和5年9月30日までの申請については、登録申請書への「困難な事情」の記載の有無にかかわらず、令和5年10月1日を登録日として登録をすることが可能になる見込みです。ただし、登録申請書を提出してから登録通知書が届くまでには一定の期間を要します。したがって、登録をする際には早めに申請書を提出することをオススメします。



税理士法人 AIF で電子申請依頼する場合、1ヵ月前の8月31日までに、自社で郵送する場合、2ヵ月前の7月31日までに登録してください。



## インボイス制度スタートまであと半年！ インボイス制度のポイントチェック③

**質問4 免税事業者が「登録日から課税事業者となる経過措置」の適用を受ける際に記載する「登録希望日」は、個人事業者の誕生日や会社の創立記念日などの「特別な日」を設定することが望ましい。**

**答え ×**

インボイスの登録年月日は、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」にも公表される日付ですので、「特別な日」を登録年月としたい気持ちも理解できます。しかし、消費税の申告においては、この登録年月日を境に「免税事業者」と「課税事業者」という事業者のステータスが変わります。これは、その登録年月日の前日において、収益や費用を発生主義にすることや、「免税事業者が課税事業者となった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整」の適用を受けるための棚卸資産の集計など、決算と同等の作業を行うことを意味します。

「登録希望日」は任意の日付を選ぶことができますが、消費税の申告をする上では、課税事業者になるための準備ができる日付を設定することが望ましいといえます。



経理処理が面倒なため10月1日が望ましいです。  
9月30日で仮決算をする必要があります。

**質問5 インボイスの記載事項の1つである「適用税率」は、例えば、税理士報酬のように明らかに軽減税率の取引でない場合でも記載しなければならない。**

**答え ○**

<インボイス(適格請求書)の記載事項>

- ①請求書発行者の氏名または名称および登録番号
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等の内容(軽減税率対象品目である旨)
- ④課税資産の譲渡等の税率ごとの対価の額(税抜または税込)の合計額及び適用税率
- ⑤適用税率ごとの消費税額
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

インボイス制度では、上記質問2で解説したインボイスの交付義務がある取引であれば、適用される税率(標準税率10%・軽減税率8%)に関係なく、適用税率を記載することとされています。したがって、例えば、税理士報酬のように明らかに軽減税率の取引でない場合でも(誰がどう考えても標準税率10%の取引だと判断できるものであったとしても)、「適用税率10%」という記載が必要になります。なお、このような標準税率の取引しかない場合において「軽減税率が適用される取引はない」などの記載は不要です。

**質問6 インボイス制度の開始前は、請求書等に登録番号を記載してはいけない。**

**答え ×**

適格請求書発行事業者の登録が済んでいる場合には、インボイス制度の開始前でも請求書等に登録番号を記載することは問題ありません。登録番号を早めに記載することで「登録が完了している」「インボイス制度開始後も仕入税額控除が適用できる」ということが伝わりますので、むしろ取引先への安心材料の提供につながるかもしれません。なお、インボイス制度の開始後において、適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、登録番号のような番号を記載するなどの「インボイスであると誤認されるおそれのある表示をした書類」を買手側に交付することは禁止されます。これに違反した場合には、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金となるため注意が必要です。

## インボイス制度スタートまであと半年！ インボイス制度のポイントチェック④

**質問7** 現行の区分記載請求書等保存方式では、請求書等の記載に誤りがあった場合には受領した側（買手側）で修正が可能であるが、インボイス制度が始まると、売手側が修正したインボイスを再交付しなければならない。

答え ×

インボイス制度開始後は、記載漏れや記載誤りがあった場合には、修正したインボイスを交付するところまでが「適格請求書発行事業者の義務」になります。受けとった側で勝手に修正や記載してはいけないということです。

**質問8** 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録をして課税事業者となった場合、売上代金とともに受け取った消費税額（売上に係る消費税額）はすべて納付することになる。

答え ×

消費税は、売上に係る消費税額（売上税額）から、仕入に係る消費税額（仕入税額）を控除して納付税額を計算します（一般課税）。これは、今回のインボイス制度の導入により、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録をすることで課税事業者となった場合でも同様です。したがって、一般課税の計算では仕入や経費に係る消費税がある場合には、売上税額から控除することができますので、売上税額のすべてを納付することはありません。

またこの他に、簡易課税制度（事業の種類に応じて売上税額の90～40%を控除できる制度）や、令和5年度改正で創設されるいわゆる「2割特例（売上税額の80%を控除して残りの20%を納付する制度）」による計算方法もあります。これらの選択肢について、適用要件や選択する場合の手続きを検討の上、納付税額が少なくなる方法を選択しましょう。

<消費税の納付税額の計算方法>

$$\text{売上税額} - \text{仕入税額} = \text{納付税額}$$

↓

- |        |                       |
|--------|-----------------------|
| ① 一般課税 | 仕入や経費に係る消費税額          |
| ② 簡易課税 | 売上税額の90～40%（事業の種類による） |
| ③ 2割特例 | 売上税額の80%（事業の種類は問わない）  |



結論、2割特例終了まで一般課税と2割特例を比較して納税。その後簡易課税選択か否かを考えましょう。

**質問9** 免税事業者からの仕入れに係る「80%の経過措置」は、インボイスのないすべての取引に適用される。

答え ×

令和5年10月1日以降は、原則として、インボイスの保存がない取引は、仕入税額控除の適用を受けることができませんが、次に掲げる期間は、免税事業者等からの課税仕入れ等の税額の一部について、仕入税額控除を認める経過措置が設けられています。これを「80%の経過措置」といいます。

この「80%の経過措置」の適用を受けるためには、免税事業者等から受領した「区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等」の保存が必要です。つまり、請求書も領収書も何もない取引には、「80%の経過措置」の適用は認められないということです。また、帳簿に「経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨（例：80%控除対象）」の記載も追加で必要になる点にも注意が必要です。

## ゼロゼロ融資の債務負担軽減 コロナ借換保証制度

### ゼロゼロ融資の返済が 2023 年から本格化

新型コロナウイルス感染症の拡大で売上が減った企業を支援するための融資で、実質無利子・無担保で融資が受けられたことから「ゼロゼロ融資」と呼ばれた支援策は 2022 年 9 月に終了しています。ゼロゼロ融資を受けた場合の据置期間は 5 年以内ですが、3 年前後で設定した中小企業が多いようで、2023 年夏ごろから返済が本格化すると見られています。

しかしながら現況を鑑みると、コロナの影響の長期化だけでなく、原材料費高騰での物価高など、多くの中小企業が厳しい状況にある中、積みあがった債務の返済負担は重くのしかかっています。国は一定の要件を満たした中小企業者が金融機関との対話を通じた「経営行動計画書」を作成した上で、金融機関の伴走支援を受けることを条件にした、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる「コロナ借換保証制度」を 2023 年 1 月 10 日より開始しています。

この制度は 2021 年 4 月 1 日より開始された「伴走支援型特別保証制度」の適用要件を緩和したものとなっています。概要や要件を確認してみましょう。

### コロナ借換保証制度の概要

- 保証限度額 : 1 億円 (民間金融機関のゼロゼロ融資上限額である 6,000 万円を上回る額)
- 保証期間 : 10 年以内 据置期間 : 5 年以内
- 金利 : 金融機関所定 保証料 (事業者負担) : 0.2% 等 (補助前は 0.85% 等)
- その他 : 100% 保証の融資は 100% 保証での借換えが可能

### 金融機関の協力が必要です

コロナ借換保証の適用要件は、

- ①セーフティネット 4 号か 5 号の認定
- ②売上高が 5% 以上減少
- ③売上高総利益率 / 営業利益率が 5% 以上減少 のいずれかです。

また、上記適用要件に加えて、金融機関による継続的な伴走支援と経営行動計画書の作成が要件となっています。



現状コロナ関連の支援策は、継続・終了・創設されたものと様々です。まずはご相談を。